

## 一定期間ご利用のない預金のお取扱いについて

平素は千葉信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

最近、預金口座を犯罪に利用する事例が見受けられ、社会的にも大きな問題となっております。このため当金庫では預金口座の不正利用防止の観点から、一定期間ご利用のない口座については、普通預金規定および貯蓄預金規定に従いまして取引を停止させていただくことがあるほか、お客様にご通知のうえ解約させていただくことがございます。この場合、預入れ・払戻しのほか振込入金、口座引き落とし、キャッシュカードのご利用ができなくなりますので、お手元に長い間ご利用になっていない通帳・カードがございましたらご確認ください。

対象となる預金	普通預金および貯蓄預金
お取引停止または解約となる条件 (右記の条件をすべて満たす場合)	○最終取引日から5年以上、利息決算以外の入出金がないこと ○残高1千円未満であること ○当金庫にてお取引の停止または解約が妥当と認めた場合

なお、お取引が停止となった口座については、所定の手続きを経た上でお取引の再開または払戻しができますので、ご本人であることが確認できる書類（免許証等）、通帳、お届けのご印鑑をご用意の上、当金庫取扱店までご来店ください。

○普通預金規定（抜粋） ※無利息型含む

### 14.（解約等）

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

○貯蓄預金規定（抜粋）

### 15.（解約等）

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

今後ともお客様にご満足いただけるサービスの提供を図ってまいりますので引き続きお引き立て賜いますよう、よろしくお願い申し上げます。